

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令の概要

1 背景

0AB-J IP 電話の品質要件については、直近の見直しから7年以上の期間が経過しており、これまでの関連技術の進展動向や利用者ニーズの多様化等の環境変化を踏まえた品質要件の検討が必要とされてきた。

このため、総務省では、平成25年12月から、「0AB-J IP 電話の品質要件の在り方に関する研究会」を開催し、平成26年12月に報告書を取りまとめた。当該報告書の提言を踏まえ、情報通信審議会において技術的条件の見直し等に関する審議が行われ、平成27年9月8日付けで、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「0AB-J IP 電話の品質要件等」について、一部答申を受けたところである。

本件は、当該一部答申を受け、0AB-J IP 電話の品質要件に係る規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

○安定品質要件の明確化

- ・0AB-J IP 電話の安定品質を確保するために必要な措置について、別に告示する旨を規定する。

3 施行日

公布の日から施行する。